

役員、評議員等の報酬及び旅費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は社会福祉法人河北福社会役員、評議員及び評議員選任・解任委員並びに地域密着型サービス事業所運営推進会議委員の報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員に対する報酬の額は次のとおりとする。

理事長	月報酬	50,000円
理事	年報酬	10,000円
監事	年報酬	10,000円

2. 評議員及び評議員選任・解任委員並びに地域密着型サービス事業所運営推進会議委員

の報酬については支給しない。

3. 月報酬の支給日は当月分を毎月25日に支給し、25日が休日（国民の祝祭日）、日曜日又は土曜日に当たる時は、その前日において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。年報酬の支給日は、毎年度末とする。

ただし、年度の中途において異動があった場合は日割り計算とし、異動のあった時に支給する。

(旅費)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員並びに地域密着型サービス事業所運営推進会議委員が職務のため旅行した時は、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員並びに地域密着型サービス事業所運営推進会議委員が職務執行及び会議等に出席した時は、次のとおり費用を弁償するものとする。

役員、評議員	1回1人につき	3,300円
評議員選任・解任委員	1回1人につき	3,300円
<u>地域密着型サービス事業所運営推進会議委員</u>	<u>1回1人につき</u>	<u>2,000円</u>

附 則

1. この規則は昭和57年4月1日から施行する。
2. 昭和57年9月20日一部改正
3. 昭和61年3月24日一部改正（昭和61年4月1日より施行）
4. 平成4年3月26日一部改正（平成4年4月1日より施行）
5. この規則は平成13年11月1日から施行する。（平成13年9月20日改正）
6. この規則は平成19年4月1日から施行する。（平成19年3月27日改正）
7. この規則は平成25年6月1日から施行する。（平成25年5月28日改正）
8. この規則は平成26年4月1日から施行する。（平成26年3月26日改正）
9. この規則は平成29年2月3日から施行する。
10. この規則は平成29年6月1日から施行する。